



平成 26 年 4 月 5 日  
三ブロック懇談会  
発行責任者 荻野行広  
第 8 号

# JJJ つうしん **TBG 版**

## 1. 日本ターゲット・バードゴルフ協会「臨時総会案内」発信

平成 26 年 4 月 1 日付で、日本ターゲット・バードゴルフ協会から「臨時総会開催案内」が出されました。

昨年の暮れから、日本協会の動きについては監視を強め、注目してまいりました。

### ※1. 主な動き

平成 25 年 12 月 10 日：大阪「コロナホテル」で理事会開催、楠見会長はじめ 13 名参加

鈴木理事長より「協会活動一時停止」発言あり（第 5 号参照）

平成 26 年 3 月 5 日：荻野行広関東ブロック長に辞任勧告（再勧告）⇒前回理事会では通常総会まで会長が預かることになっておりました。

平成 26 年 3 月 15 日：「臨時総会」開催のご理解賛同のお願いについて（文書発行）

- ・不明金や組織を私物化している、日本協会執行部の言う事を聞き入れそうな中国・四国、九州を中心に発送され、東の方には発送されておられません。承諾会員は「臨時総会請求会員」として挙げられています。

（請求書類の添付がないので、このように理解しざるを得ません）

平成 26 年 3 月 22 日：常任理事会案内（広島因島市）

⇒当会議の内容を絶対洩らさないことが条件です。

（常任理事は会員の代表ではないのですか？ 一本釣り役員の結果です）

平成 26 年 3 月 26 日：常任理事会実施（急な会議でほとんどの人が参加できず）

平成 26 年 4 月 1 日：臨時総会案内（理事会も通さないで実施できるのでしょうか？）

### ※2. 誤った情報

改革委員会答申に至る経緯

平成 24 年 9 月 13 日 第 2 回理事会 第 2 号議案「改革委員会委員の選任」に、舩見敬造が載っておりますが、お断りをしているのに載せられております。

（同様の方が他にもいるのではないのでしょうか？）

任意団体とはいえ、全く私物化された組織です



案内は無視いたします。（三ブロック方針）



## 2. 臨時総会案内の問題点

- 意図的に年会費・公認指導者費用の納入を拒否している会員の資格制限⇒だれが判断するのですか？ 三ブロック懇談会に所属している会員は資格制限を受けるでしょう。
- 使途不明金を勝手に正当化したり、組織の私物化にあきれて、お金が集まっていない状況のようです。⇒このような組織に送金するようなことをしたら、資格取得者や県協会会員に叱られます。
- 臨時総会なんかに出るよりも、会員の年金から拠出してもらったお金を守ることが先決です。

## 3. 定款の問題点

- 任意団体でも決議事項を守らないで、総会をさんざん混乱させてきた執行部が、一般社団法人になったからと言って、決議事項を守っていくという保証はありません。  
一般社団法人化は、会社を興すことなので、今までより私物化の色彩が強くなると考えた方がよいと思われます。
- 誰が対象かはわかりませんが、役員にはしっかりと報酬が与えられることになっております（第31条）が、その一方では会議参加の旅費規定が別に定められておりませんので、会議参加の旅費は今までと同じように個人の負担、或いは都道府県協会の負担となります。
- 第7章基金が設けられております。  
日本協会にお金が集まっていない現状から、本定款の効力が発行され次第、基金の拠出および基金の募集が発動される可能性が高いとみるべきでしょう。



今回の緊急な「臨時総会」は、26年度通常総会が役員改選年にあたっており、現執行部が改選される可能性が出てきたので、先手を打ってきたのではないかと思います。  
私達からは見られては困ることがあるとしか思えません。

こんな花見をしたいな～

